議案第１９９号

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例

さいたま市環境影響評価条例（平成１５年さいたま市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用除外） 第５９条　この条例の規定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８７条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第８８条第２項に規定する事業、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８４条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業については、適用しない。	（適用除外） 第５９条　この条例の規定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８７条の規定による災害復旧の事業又は同法第８８条第２項に規定する事業、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８４条の規定が適用される場合における同条第１項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第５条第１項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第３号に規定する事業については、適用しない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。